令 和 7 年 11 月 20 日

総　　長　　裁　　定

リスクガバナンス強化検討委員会の設置について

（趣旨）

第１条　国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）に、本学のリスク管理体制の再構築に向けた検討を行うため、リスクガバナンス強化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、次の事項にかかる検討を行い、改革策を策定する。

（１） 本学のリスク管理体制の現状とその課題を踏まえた、国際機関や民間企業等におけるリスク管理体制を参考とした信頼性及び実効性の高い仕組みの構築

（２） 本学の財産、名誉若しくは業務の継続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態において迅速かつ的確な意思決定を可能とするリスク管理体制の構築

（組織）

第３条　委員会は、総長が指名する者をもって組織する。

２ 委員長は、総長が指名する。

３ 委員長は、必要と認める場合は、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

（事務）

第４条 委員会の事務は、本部経営戦略課が行う。

附 則

この裁定は、令和７年１１月２０日から実施する。

別紙

リスクガバナンス強化検討委員会　名簿

氏名	備考
角田 喜彦	理事（事務組織、人事労務、法務、コンプライアンス）
佐藤 岩夫	執行役・副学長（ガバナンス改革）
◎　岩垂 廣親	執行役（財務（副 CFO））
麻生 亘	総務部長
片山 達也	経営企画部長

◎委員長　（敬称略）